

郡山市立片平小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法 13 条及び郡山市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 2 条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

（1）いじめに対する基本認識

- いじめは、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- 「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものである、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立つ。
- 児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

（2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法 8 条）

- 学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織・指導体制

（1）「生徒指導委員会」（日常的な情報交換等）

必要に応じて全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び 共通行動についての話し合いを行う。

（2）「いじめ対策委員会」（いじめの疑いに係わる情報があった時の緊急会議）

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制を整え、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、いじめ対策委員会を開催する。いじめ対策委員会参加メンバーは校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等で構成する。重大事態への対応の場合は、必要に応じて外部専門家等を加える。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や成就感をもてる、わかる授業の実践に努める。
- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童等がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
- (3) 体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に実施する。
- (4) 学級経営の充実……学級活動・朝の会・帰りの会に互いの良さを見つけたり、考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
……保護者等と連絡をとりながら全校児童のインターネット等の使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- (6) 家庭・地域への啓発と連携……学校だより、学年だより、ホームページ等を利用して保護者や地域、学校評議員へ対していじめ防止について情報を発信したり、必要に応じて青少協や中学校、幼稚園と連携を図ったりする。

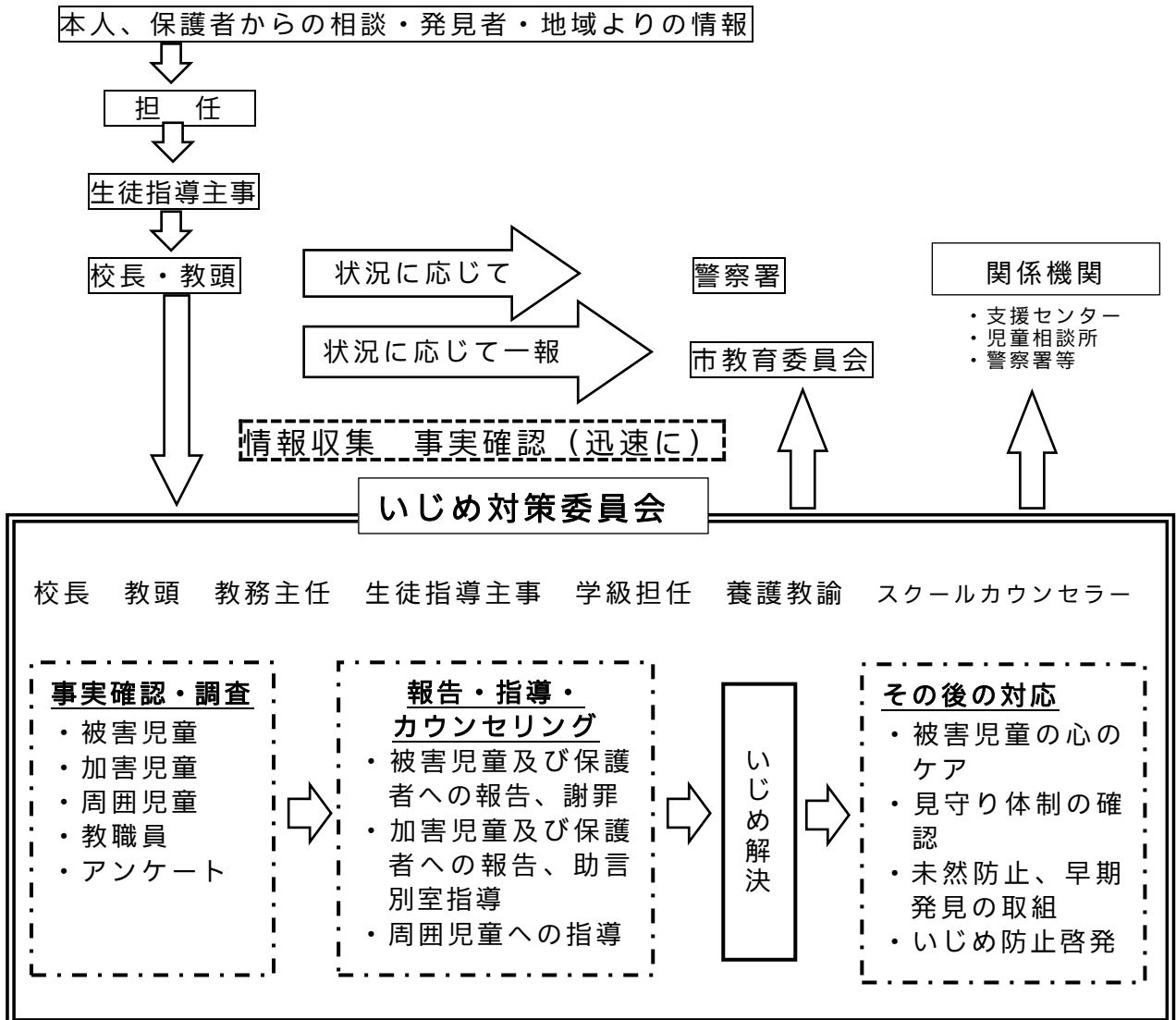
4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常観察……児童の小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。日常から教職員相互が積極的に情報交換も行うようにし、変化に気づいた場合は、すぐに事情を聴くようにする。その際には教職員や周囲からの正確な情報収集に努める。
- (2) 生徒指導委員会での情報交換……毎月の職員会議終了後に、生徒指導の情報交換会を行い、児童の現況やいじめの兆候の把握に努める。また、必要に応じて適時、開けるようにする。
- (3) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、毎学期1回、児童等に対するアンケート調査を実施する。
- (4) 日記や連絡帳の活用……日記や連絡帳を活用して、児童等及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。
- (5) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて全保護者、必要に応じて児童を対象とした教育相談を実施する。
- (6) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方などを「いじめ防止のためのチェックリスト」を活用して研修するなど、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。(市基本方針参照)
- (4) 校長は必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに郡山北警察署(または片平駐在所)に通報し、適切に援助を求める。

<いじめが起こった場合の対応フロー図>



6 社会情勢の変化によって生じるいじめについて

(1) 社会情勢・状況の変化について

原子力発電所の事故、新型コロナウイルス感染症の流行、各種通信機器・SNS等の発達、巨大自然災害など、社会の情勢・状況の変化は急速であり、突発的に大きくなることが多い。そのため、十分な情報や正しい情報がないままに判断、行動して、社会全体に差別や偏見が生じるという状況が見られる。

(2) 社会情勢・状況の変化によって生じるいじめへの対応について

- ① 放射線被ばくの影響や新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識のもとに、差別や偏見が生まれることのないよう発達段階に応じた指導を行う。また、児童に対する誹謗中傷や差別的な扱いがないように、児童同士や保護者、地域の状況について情報を集めるよう努める。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」などの行政からの指示・指導に従い、学校のなかで誹謗中傷が生まれないように、全教職員で対応するよう努める。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
※教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- ⑤ 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明書の配付や緊急保護者会を開催する。
- ⑥ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。